## 施設整備項目表

1 所在地	
2 名 称	

整備項目	チェック (O/×)	数値記入 欄(*1)		整備内容(*2)	緩和措置
1 特定経路			1	道等から各住戸(寄宿舎の場合は住宅共用部分)までの経路のうち1以上は特定経路とし、階段や2cm以上の段差を設けないこと。	1
2			1	幅(開放時有効)80cm以上	
出入口		_	2	戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
3 廊下等		_	1	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げとすること。	
			2	幅 120cm以上	
		_	3	要所に車いすの転回に支障のない構造とすること。	
4 階段		_	1	踊り場を含め、手すりを設置すること。	2
		_	2	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げとすること。	
		_	3	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能であり、かつ、つまずきにくい構造とすること。	
		_	4	主たる階段は、回り階段でないこと。	3
		_	1	こう配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりを設置すること。	
		_	2	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げとすること。	
		_	3	前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
5 傾斜路			4	幅 120cm以上 (階段に併設する場合は、90cm以上)	
(屋内)			5	こう配 1/12以下 (高さ16cm以下の場合は、1/8以下)	
			6	高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置すること。	
		_	7	両側に側壁又は立ち上がりを設置すること。	
		_	8	始点及び終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分を設置すること。	
		_	1	各住戸、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止すること。	
			2	かご・昇降路の出入口の幅 (開放時有効)80cm以上	
6 エレベー			3	かごの奥行き 115cm以上	
ター及び その乗降 ロビー			4	乗降ロビーは、高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上	
		_	5	かご及び乗降ロビーに、車いす使用者が円滑に利用可能な位置に制御装置を設置すること。	
		_	6	かご内に、停止予定階及びかごの現在位置を表示する装置を設置すること。	
		_	7	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設置すること。	

					1
7 敷地内の 通路 (屋外)		_	1	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げとすること。	
	_		2	段がある部分は、次に掲げる内容を満たすこと。	
		_	1	手すりの設置	
		_	2	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能であり、かつ、つまずきにくい構造とすること。	
			3	傾斜路は、次に掲げる内容を満たすこと。	
		_	1	こう配1/12を超え、又は高さ16cmを超え、かつ、こう配1/20を超える傾斜への手すりの設置	
		_	2	前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
			4	幅 120cm以上で、車いすの転回に支障がない場所を設けること	
		_	5	戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	_	_	6	傾斜路は、次に掲げる内容を満たすこと。	
			1	幅 120cm以上 (階段に併設する場合は、90cm以上)	
			2	こう配 1/12以下 (高さ16cm以下の場合は、1/8以下)	
		_	1	駐車場を設ける場合、車いす使用者用駐車施設を1以上設置すること。	
8			2	幅 350cm以上	4
駐車場		_	3	車いす用駐車施設から利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置への設置	
		_	4	車いす用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けること。	
9 標識·案 内設備		_	1	建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置(容易に視認できる場合や案内所を設ける場合を除く。)	
		_	1	案内設備は、見やすい位置に設け、内容が容易に識別可能なものとすること。	
			2	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所及び駐車施設の配置を示した案内板等の設置	5
		_	3	点字等(*3)で視覚障害者に示す設備の設置	
10 視覚障害 者の誘導	_	—	1	視覚障害者を誘導する必要がある場合は、その経路に点状ブロック等を敷設すること。	

## 注意

- \*1 数値記入欄には数値を記入すること。
- \*2 整備内容が網掛けの項目は特定経路を構成する場合に記入して満たすこと。
- \*3 文字等の浮彫、音による案内、点字及びこれらに類するもの

## 緩和措置

- 1 土地の状況によりやむを得ない場合、代替措置等によることができる。
- 2 移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設設置の場合は適用外とする。
- 3 回り階段以外の空間確保が困難であるときを除く。
- 4 乗降時に支障のない場合を除く。
- 5 配置を容易に視認可能な場合を除く。